

令和8年3月10日

お客さま各位

## 「カスタマーハラスメントに対する基本方針」の制定について

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫は、お客さまと当金庫役職員等の人権を尊重し、お客さまの信頼や期待に応えていくため、万一お客さまから社会通念上相当な範囲を超えた要求や言動があった場合の基本的な方針として「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を定めましたので公表いたします。

当金庫は、よりよいサービスを提供するため、そして私たち自身がハラスメント行為を起こさないために本方針を遵守いたします。

## 記

## 1. 制定日

令和8年3月1日

## 2. カスタマーハラスメントに対する基本方針

別紙のとおり

以上



## カスタマーハラスメントに対する基本方針

### 1. はじめに

当金庫は、基本理念に「地域に役立つ信用金庫」を掲げ、地域のお客さまのニーズにお応えするため、日々の業務に取り組んでおります。

また、お客さまからお寄せいただくご意見・ご要望は、当金庫のサービスの改善等において、大変貴重な機会と考えております。

一方で、カスタマーハラスメントは深刻な社会問題となっており、社会通念に照らして相当な範囲を超える言動は役職員の就業環境を悪化させるだけでなく、お客さまにご満足いただけるサービスの提供にも悪影響を及ぼしかねません。

役職員の安全な就業環境を確保することで、役職員が安心して業務に取り組むことが可能となり、ひいては、お客さまとの関係をより良いものとするにつなげると考え、本基本方針を定めました。

### 2. カスタマーハラスメントの定義

お客さまから役職員に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、役職員の就業環境を害するものをカスタマーハラスメントと定義します。

### 3. カスタマーハラスメントに該当する行為

カスタマーハラスメントに該当する行為は、例えば、以下のとおりであるとと考えております。

当金庫は、カスタマーハラスメントに該当し得る行為が発生した場合、個々の事案に応じ、当該行為がカスタマーハラスメントに該当するかを検討し、適切に対応いたします。

#### (1) 暴力・暴言など

- ①身体的な攻撃（暴力行為等）
- ②精神的な攻撃（暴言等）
- ③威圧的な言動
- ④差別的な言動

#### (2) 過度または不当な要求

- ①サービスに瑕疵、過失が認められない事案に対する要求

- ② サービスとして提供していない内容の要求
  - ③ 過度な金銭補償の要求
  - ④ 過度な謝罪の要求
- (3) その他ハラスメント行為・迷惑行為
- ① 性的な言動
  - ② 土下座の要求
  - ③ 執拗な言動
  - ④ 長時間に渡る拘束
  - ⑤ 役職員個人への攻撃や嫌がらせ
  - ⑥ その他不可能な行為や抽象的な行為の要求

#### 4. カスタマーハラスメントへの対応

当金庫はカスタマーハラスメントに対して以下のとおり対応いたします。

- (1) お客様の行為がカスタマーハラスメントに該当すると当金庫が判断した場合には、毅然とした対応を取らせていただきます。
- (2) 悪質なカスタマーハラスメントの場合は、警察または弁護士などの外部機関・外部専門家と連携し対応させていただく場合がございます。

#### 5. 役職員への対応

当金庫は役職員に対し、以下の対応を実施いたします。

- (1) カスタマーハラスメントの判断基準や対応方法について教育を行います。
- (2) カスタマーハラスメントの被害者に対しては必要な支援を行います。

#### 6. お客様へのお願い

当金庫は、より良いサービスを提供するため、そして私たち自身がハラスメント行為を起こさないために本基本方針を遵守いたします。

お客様におかれましては、本基本方針に対するご理解のほど何卒よろしくお願いいたします。

以上